西九州大学短期大学部学則

第1章　総　　則

第1条（目的）

本学は建学の精神を基本として、よき社会人としての教養を高め、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的とする。

第1条の2（名称及び所在地）

本学は、西九州大学短期大学部と称する。

2　本学は、佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号に置く。

第2条（点検及び評価等）

本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3　第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4　前項の検証を行うにあたっての実施方法、結果の活用等については、別に定める。

第2条の2（情報の積極的な提供と社会への寄与）

本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、社会への積極的な情報の提供と寄与を行う。

第2章　学科、学生定員及び修業年限

第3条（学科及び学生定員）

本学に地域生活支援学科、幼児保育学科を置く。

2　地域生活支援学科に食健康コース、介護福祉コースを設け、必要な事項はこの学則に定めるもののほか、別に定める。

3　各学科の人材養成及び教育研究上の目的は、次の各号とする。

1）地域生活支援学科は、地域生活者の生活の質の向上を目指した支援を目的に、食と栄養·介護と福祉·多文化と国際化に関する専門知識と実践技術を修得して地域への貢献と活性化の活動ができる人材を養成し、そのための教育研究活動を行う。

2）幼児保育学科は、保育に関する知識と技術を備えた高い実践力を持つ保育者の養成と豊かな人間性を兼ね備えた人材の養成を目指し、そのための教育研究活動を行う。

4　各学科等の学位授与の方針、教育課程編成·実施の方針及び入学者受入れの方針は別に定める。

5　各学科の学生定員は、次のとおりとする。

学　　科	入学定員	収容定員
地域生活支援学科	100名	200名
幼 児 保 育 学 科	80名	160名

第4条（修業年限及び在学年限）

本学の修業年限は、2年とする。

2　学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章　学年、学期及び休業日

第5条（学年）

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条（学期）

学年を次の2学期に分ける。

前学期…4月1日から9月30日まで

後学期…10月1日から翌年3月31日まで

第7条（休業日）

休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）春期休業日

（4）夏期休業日

（5）冬期休業日

2　必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3　第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4　休業中でも必要に応じて講義、見学、実技、実験又は演習及びガイダンス等を課することがある。

第4章　入学、退学及び休学等

第8条（入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。

第9条（入学の資格）

本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者

（3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）専修学校の高等課程（修業年限3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（6）文部科学大臣が指定した者

（7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程〔昭和26年文部省令第13号〕による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（8）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第10条（入学の出願）

本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

第11条（入学者の選抜）

前条の入学志願者については、アドミッション·ポリシーに基づき別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

第12条（入学手続き及び入学許可）

前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第13条（再入学·転入学）

学長は、本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

2　学長は、前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3　第1項の規定を適用された者は第32条の規定にかかわらず、介護福祉士国家試験受験資格を取得することが出来ない。

第13条の2（再入学等の規定の準用）

再入学及び転入学の場合には、第10条から第12条までの規定を準用する。

第14条（退学）
疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に退学願いを提出しなければならない。
2　学長は、前項の退学願いが提出されたときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

第15条（転学）
他の大学等への入学又は転学を希望する者があるときは、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第16条（転学科）
転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が学年の始めに限り許可することができる。
2　転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の認定による。

第17条（休　学）
疾病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に休学願いを提出しなければならない。
2　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条（休学の期間）
休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。
2　休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
3　休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

第19条（復学）
学長は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、教授会の議を経て、復学を認めることができる。

第19条の2（派遣及び留学）
学長は、教育上有益と認めるときは、本学在学中、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。
2　前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。
3　派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
4　派遣及び留学に関する規程は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第20条（除籍）
次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
（1）第4条第2項に定める在学年限を超えた者
（2）第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
（3）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（4）長期にわたり行方不明の者

第5章　教育課程及び履修方法等

第21条（授業科目）
授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。
2　授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。
3　前項の規定により、履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。
4　各授業科目の授業方法と内容及び学修成果の評価方法と開講期間における授業の進捗計画等は、授業計画（シラバス）に掲載明示し、予め学生に周知する。

第21条の2（教育プログラム）
本学は、各学科の定める教育課程のほか、教育プログラムによる教育課程を編成することができる。
2　前条により編成する教育課程として、特定の分野又は課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。
3　教育プログラムによる必要な事項は、別に定める。

第21条の3（授業の方法）
授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

第22条（1年間の授業期間）
1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第23条（単位の計算方法）
各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
（1）講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
（2）演習については、30時間の授業をもって1単位とすることを標準とする。ただし、授業の方法に応じ、15時間をもって1単位とすることができる。
（3）実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とすることを標準とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間をもって1単位とすることができる。
（4）一の授業科目について講義、演習、実験・実習・実技等、二以上の方法の併用で行う場合については、その組み合わせに応じ、1号から3号までに規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
（5）前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める単位数を定めることができる。

第24条（単位の授与）
授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第24条の2（他の学科の授業科目の履修）
学生は、他の学科の授業科目の履修及びその単位を修得することができる。

第25条（学習の評価）
試験等の成績評価は、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59～0点をD（不可）として5段階で表し、S、A、B、Cを合格、D（不可）を不合格とする。

第26条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）
学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（外国の短期大学及び大学及び他大学との協定に基づく事業によるものを含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て第27条、第28条で規定する単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第27条（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）
学長は、教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
2　前項により与えることができる単位数は、第26条、第28条に規定する単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第28条（入学前の既修得単位等の認定）
学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む）及び前条に規定する学修の単位を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、第26条、第27条で規定する単位と合わせて30単位を超えないものとする。

第28条の2（長期にわたる教育課程の履修）
学生が、職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経てその計画的な履修を認めることができる。

第28条の3（科目読み替えによる単位修得の認定）
学長は、教育上有益と認められるときは、本学在学中における所定授業科目の単位を、教授会の議を経て開講されている他の同等授業科目の履修により修得しそれを認定することができる。

第29条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第6章　卒　業　等

第30条（卒業の要件）
本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。
2　第1項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第21条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、30単位を超えないものとする。

第31条（卒業）
前条の要件を充足した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
2　第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第32条（資格の取得）
本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

学　科	免許状・資格の種類
地域生活支援学科	栄養士免許申請資格
	介護福祉士国家試験受験資格
幼児保育学科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格

2　本学において教育職員免許状を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
3　本学の地域生活支援学科において、栄養士の資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、栄養士法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
4　本学の地域生活支援学科において、介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める各科目について、決められた時間数の3分の2（但し、介護実習については5分の4）以上の出席をし、その単位を在学中に修得しなければならない。
5　本学の幼児保育学科において保育士の資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得し、その要件を充足しなければならない。

第7章　入学検定料、入学金、授業料等の費用

第33条（入学検定料等の金額）
本学の入学検定料、入学金、授業料の金額は、次のとおりとする。

	1　年　次	2　年　次
入学検定料／	27,000円	
入　学　金／	200,000円	
授　業　料／	650,000円	660,000円

2　施設設備費及び教育充実費については、次のとおりとする。

	地域生活支援学科	幼児保育学科
施設設備費	100,000円	100,000円
教育充実費	180,000円	170,000円

第34条（授業料等の納入期）
授業料等は、西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程の定めるところにより、前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納･分納を認めることがある。
2　長期履修学生の授業料、施設設備費及び教育充実費の納入については、別に定める。

第35条（再入学及び転入学の場合の授業料等）
再入学及び転入学の場合は、その者の属する年次の在学生にかかる額と同額の授業料、施設設備費及び教育充実費を納付しなければならない。

第36条（退学及び停学の場合の授業料等）
学期の中途で退学する学生の当該期分の授業料、施設設備費及び教育充実費は、徴収する。
2　停学期間中の授業料、施設設備費及び教育充実費は、徴収する。

第37条（休学の場合の授業料等）
学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料、施設設備費及び教育充実費を免除する。

第38条（復学の場合の授業料等）
学期の中途で復学した学生は、復学した期の授業料、施設設備費及び教育充実費を納入しなければならない。

第39条（学年の中途で卒業する場合の授業料等）
学年の中途で卒業する見込みの学生は、卒業する見込みの期までの授業料、施設設備費及び教育充実費を納付するものとする。

第40条（納付した授業料等）
納付した入学検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。
2　前項の規定による納付した授業料等の取扱いは、別に定める。

第8章　教職員組織

第41条（職員組織）
本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技能職員その他必要な職員を置く。
2　本学に副学長及び学長補佐を置くことができる。

第9章　教　授　会

第42条（教授会）
本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

第43条（教授会の構成）
教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
2　前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

第44条（教授会の審議事項）
教授会は、学長が次の各号に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。
（1）学生の入学（転入学・再入学を含む。）及び卒業に関する事項
（2）学位の授与に関する事項
（3）教育課程の編成及び履修方法に関する事項
（4）教員の選考に係る資格審査に関する事項
（5）学則又は短期大学部諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
（6）学生の表彰、懲戒に関する事項
（7）その他、学長が諮問した事項
2　教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
（1）学生の休学、復学、転学、転学科、派遣、留学及び除籍に関する事項
（2）長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に関する事項
（3）学生の単位修得に関する事項
（4）学生の修学等に必要な助言・指導に関する事項
（5）その他、教育・研究に関する事項

第45条（その他）
本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章　長期履修学生・科目等履修生・特別聴講学生・委託生・外国人留学生

第46条（長期履修学生）
学長は、第4条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者がある時は、教授会の議を経て、長期履修学生として、入学を許可する。
2　長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第47条（科目等履修生）
学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、本学の教育に支障がない限り科目等履修生として受け入れを許可する。
2　科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験のうえ、単位を与えることができる。
3　科目等履修生の履修料は、1単位につき講義10,000円、演習15,000円、実験・実習は20,000円とし、演習及び実験・実習は別に実験・実習・演習料として納入させることがある。
4　科目等履修生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第47条の2（社会人等学生以外の履修者に対する証明書の交付）
学長は、本学が編成した社会人等を対象とした特別の課程（教育のプログラム）を修了した者に対し、教授会の議を経て、履修の事実を証する証明書を交付できるものとする。

第48条（特別聴講学生）
学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）の者で、本学に開設する授業科目について履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として教授会の議を経て入学を許可することができる。
2　学長は、特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。
3　特別聴講学生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第49条（委託生）
学長は、公共団体又はその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託されたときは、教授会の議を経て本学の教育に支障がない限り、委託生として受け入れを許可する。
2　委託生に対する取扱いは、前条に準ずる。

第49条の2（外国人留学生）
学長は、外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。
2　前項の規定にかかわらず、学長は、外国の大学等との交流協定に基づき派遣される学生があるときは、教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可することができる。
3　前項の交換留学生に係る授業科目及び単位数は、第21条に規定する授業科目のとおりとする。
4　外国人留学生、交換留学生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第11章　賞　　罰

第50条（表　彰）
学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

第51条（罰　則）
本学の学則及びその他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
2　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3　次の各号の一に該当する者は退学とする。
(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3)正当な理由がなくて出席常でない者
(4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第12章　削　　除

第52条から第58条　削除

第13章　厚生施設

第59条（学生寮）
本学に学生寮を置く。
2　学生寮に関する規則は、別に定める。

第14章　教育・研究施設

第60条（教育・研究施設）
学園及び本学に次の教育・研究施設を置く。
（1）　西九州大学グループ地域連携センター
（2）　生活支援科学研究センター
2　教育・研究施設に関する事項は、別に定める。

第15章　公開講座

第61条（公開講座）
社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附則　この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附則（平成6年4月1日）
この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年以前の入学生については、従前の定めによる。

附則（平成7年4月1日）
1　この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年以前の入学生については、従前の定めによる。
2　この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則（平成7年9月1日）
この学則は、平成7年9月1日から施行する。

附則（平成7年9月12日）
この学則は、平成7年9月12日から施行する。

附則（平成7年11月21日）
この学則は、平成7年11月27日から施行する。

附則（平成8年4月1日）
1　この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年以前の入学生については、従前の定めによる。
2　この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則（平成8年12月14日）
1　この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年以前の入学生については、従前の定めによる。
2　この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則（平成9年8月30日）
1　この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年以前の入学生については、従前の定めによる。
2　この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則（平成10年9月5日）
1　この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日以前の入学生については、従前の定めによる。

附則（平成11年5月15日）
この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学の者については従前のとおりとする。
2　第2条の規定にかかわらず、平成12年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	160名	340名
生活福祉学科	80名	160名
幼児教育学科	90名	180名

附則（平成13年3月17日）
1　この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日に在学の者については従前のとおりとする。
2　第3条の規定にかかわらず、平成13年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	120名	280名
生活福祉学科	80名	160名
幼児教育学科	90名	180名

3　在学者に関わる授業料の額は、学則第33条及び第57条の規程にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附則（平成13年9月1日）
この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日に在学する者に関わる授業料の額は、学則第33条及び第57条の規程にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附則（平成13年10月15日）
この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については従前のとおりとする。

附則（平成13年12月15日）
この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日に在学する者に関わる前期、後期の納入金の額は、学則第34条の規定に関わらず、なお従前のとおりとする。

附則　この学則は平成15年4月1日から施行する。

附則
1　この学則は平成16年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第21条に規定する別表第1及び第54条に規定する別表第3にかかわらず、平成16年3月31日に在学の者については、なお従前のとおりとする。
3　この学則による改正後の第3条及び第52条第2項の規定にかかわらず、平成16年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80名	200名
生活福祉学科	70名	150名
幼児教育学科	90名	180名
くらし環境学科	50名	50名

学　科	入学定員	収容定員
福祉専攻	30名	30名
食物栄養専攻	10名	40名

附則　この学則は平成17年4月1日から施行する。

附則　この学則は平成18年3月11日から施行する。

附則
1　この学則は平成18年4月1日より施行する。
2　この学則による改正後の第3条の規定及び第32条第1項及び第4項中幼児保育学科に関する規定並びに別表第1中2専門教育科目(3)幼児保育学科の表に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成18年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
3　この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成18年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80名	160名
生活福祉学科	70名	140名
幼児教育学科	―	90名
幼児保育学科	110名	110名
くらし環境学科	30名	80名

附則
1　この学則は平成19年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第21条に規定する別表第1及び第54条に規定する別表第3にかかわらず、平成19年3月31日に在学の者については、なお従前のとおりとする。

附則　この学則は平成20年4月1日から施行する。

附則
1　この学則は平成21年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	60名	140名
生活福祉学科	40名	110名
幼児教育学科	90名	200名
くらし環境学科	―	30名

3　くらし環境学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成21年3月31日において当該学科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4　平成21年3月31日に在学する者（以下この項及び次項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
5　課程認定の取り下げは、この学則による改正後の第32条の規定にかかわらず、平成21年3月31日において在学者の課程の学生が卒業するのを待って教職課程を廃止する。
6　この学則の第25条の規定については、平成20年度以前入学生についても適用する。
7　この学則の第28条の3の規定については、平成20年度以前の入学生についても適用する。

附則　この学則は平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年8月28日）
この学則は平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年8月19日）
この学則は平成24年4月1日から施行する。

附則（平成24年5月15日）
この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前の在学生については、従前の通りとする。

附則（平成24年12月15日）
この学則は平成24年12月15日から施行する。

附則（平成25年5月13日）
この学則は平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年2月17日）
この学則は平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月15日）
この学則は平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年8月23日）
1　この学則は平成27年4月1日から施行する。
2　平成27年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項に規定する別表第1並びに第54条第1項及び第55条第1項に規定する別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成27年3月14日）
この学則は平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年9月14日）
1　この学則は平成28年4月1日から施行する。
2　平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項、第4項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成27年12月13日）
この学則は平成27年12月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年1月18日）
1　この学則は平成28年4月1日から施行する。
2　平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項、第32条第2項から第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成28年3月12日）
1　この学則は平成29年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の学則第3条第5項の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	収容定員
食物栄養学科	60名
生活福祉学科	40名
地域生活支援学科	100名

3　平成29年3月31日在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降において、在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成28年8月20日）
1　この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2　専攻科保育福祉専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成29年3月31日において当該専攻科に在学する者（以下本項及び次項において「在学者」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
3　在学者に係る授業科目、単位数、修了要件単位数、資格取得、入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費は、この学則による改正後の学則による改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成29年3月18日）
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月17日）
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年9月10日）
1　この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2　平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項並びに第49条の2第3項に規定する別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（平成31年2月18日）
1　この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2　平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生（以下、「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項並びに第49条の2第3項に規定する別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3　在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項、附則（平成30年9月10日議決）第2項の規定にかかわらず、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位については改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

附則（令和元年8月17日）
1　この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に令和2年度1年次への入学手続きをする者についても、この学則による改正後の学則（以下、「改正後の学則」という。）第33条第2項を適用する。

2　令和2年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生（以下、「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項並びに第49条の2第3項に規定する別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3　在学者及び転入学者等に係る成績評価については、改正後の学則第25条にかかわらず、なお従前の例によることができる。
4　在学者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者に係る教育充実費については、改正後の学則第33条にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和2年8月22日）
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月14日）
1　この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2　令和3年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和3年9月13日）
1　この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2　令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条及び第32条第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3　在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項の規定にかかわらず、教育職員免許法、同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。
4　在学者及び転入学者等が保育士の資格を得ようとする場合、第2項の規定にかかわらず、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

附則（令和5年9月11日）
1　この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2　令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条及び第32条第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和6年3月4日）
1　この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2　令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項及び第30条に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和6年5月18日）
この学則は、令和6年5月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和6年5月18日）
1　この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の学則第3条第5項の規定にかかわらず、令和7年度の収容定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
地域生活支援学科	100名	200名
幼児保育学科	80名	170名

附則（令和7年2月27日）
1　この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2　令和7年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項及び第30条に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和7年3月3日）
1　この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2　令和7年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項及び第30条に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和7年9月13日）
1　この学則は、令和8年4月1日から施行する。
2　令和8年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項及び第30条に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和8年3月7日）
この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし第31条の規定は、令和8年3月7日（理事会承認日）から適用する。

［別表第1］1.共通教育科目

科目区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業要件 単位数	備考
共通教育科目	教養科目	あすなろう(大学生活のデザイン)	1			
		あすなろう(大学生活とキャリア)	1			
		ＳＤＧｓ入門	2			
		ＳＤＧｓの実践	1			
		データサイエンスの基礎	2			
		あすなろう体験Ⅰ		1		
		あすなろう体験Ⅱ		1		
		心理学入門		2	食健康コース、多文化コースは3単位以上選択必修 幼児保育学科は保健体育科目2単位必修 及び1単位以上選択必修	
		日本国憲法		2		
		社会学		2		
		海外研修		1		
		異文化理解		2		
		共創リテラシー		1		
		西九州探求（長崎学、佐賀学）Ⅰ		1		
		西九州探求（長崎学、佐賀学）Ⅱ		1		
	健康育成保体科目	健康スポーツ理論		1		
		健康スポーツ		1		
	高大接続科目	はじめての栄養		1		※高大接続科目は、高校生対象科目とする。
		はじめての介護		1		
		はじめての多文化理解		1		
		はじめての保育		1		
		はじめての共創		1		
	語学科目	総合英語（初級）		1	食健康コース、多文化コース、 幼児保育学科は2単位以上 選択必修	※留学生対象科目
		英会話Ⅰ		1		
		英会話Ⅱ		1		
		日本語Ⅰ		1		
		日本語Ⅱ		1		
		日本語Ⅲ		1		
		日本語検定Ⅰ		1		
		日本語検定Ⅱ		1		
		日本語検定Ⅲ		1		
計			7	30	地域生活支援学科 12単位以上 食健康コース 12単位以上 介護福祉コース 12単位以上 多文化コース 12単位以上 幼児保育学科 12単位以上	

［別表第1］2.専門教育科目
(1) 地域生活支援学科

教育内容	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業要件 単位数	備考
いのち	公衆衛生学		2	（食健康コース） ○印科目はコース必修。43単位以上選択必修とし、このうち☆印科目から20単位以上選択必修（このうち留学生は日本語応用（ビジネス）Ⅰ・Ⅱ（※2）を必修	★印科目は、栄養士免許取得に係る科目を示す。
	健康福祉概論		2		
	解剖生理学		2		
	解剖生理学実験		1		
	生化学		2		
	生化学実験		1		
	病態生理学		2		
	運動生理学		2		
☆	食品学Ⅰ		2		
☆	食品学実験		1		
☆	食品学Ⅱ（食品加工学含む）		2	（介護福祉コース） 49単位以上選択必修とし、このうち☆印科目から29単位以上選択必修	◆印科目は、介護福祉士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。
☆	基礎栄養学		2		
☆	病態栄養学		2		
☆	臨床栄養学		2		
☆	臨床栄養学実習		1		
	栄養学実習		1		
	発達と老化の理解Ⅰ		2	（多文化コース） ◎印科目はコース必修。25単位以上選択必修とし、このうち、〈印の選択科目より25単位以上選択必修（このうち語学科目（※1）2単位以上留学生は日本語応用（ビジネス）Ⅰ・Ⅱ（※2）2単位、日本学生は国際コミュニケーションⅠ（※3）2単位を必修）	
	発達と老化の理解Ⅱ		2		
〈	認知症の理解Ⅰ		2		
〈	認知症の理解Ⅱ		2		
〈	障害の理解Ⅰ		2		
〈	障害の理解Ⅱ		2		
〈	こころとからだのしくみⅠ		2		
〈	こころとからだのしくみⅡ		2		
	こころとからだのしくみⅢ		2		
	こころとからだのしくみⅣ		2		
	医療的ケアⅠ		2		
	医療的ケアⅡ		2		
	医療的ケアⅢ		1		
くらし	地域生活支援学（演習含む）	2			
	地域生活支援演習（卒業研究）	2			
	情報リテラシーⅠ(実習を含む)	2			
	情報リテラシーⅡ		1	○◎	
	総合英語（中級）		1	△※1	※留学生対象科目
	総合英語（上級）		1	△※1	
	基礎英語		1	△※1	
	英語検定Ⅰ		1	△※1	
	英語検定Ⅱ		1	△※1	
	英語検定Ⅲ		1	△※1	
	中国語コミュニケーション		1	△	
	韓国語コミュニケーション		1	△	
	日本語応用（方言と介護）		1		
	日本語応用（ビジネス）Ⅰ		1	☆△※2	
	日本語応用（ビジネス）Ⅱ		1	☆△※2	
	食品衛生学		2	☆	
	食品衛生学実験		1		
	栄養指導論Ⅰ		2	☆	
	栄養指導論実習Ⅰ		1	☆	
	栄養指導論Ⅱ		2		
	栄養指導論実習Ⅱ		1		
	公衆栄養学		2		
	調理学		2		
	調理実習（日本料理）		1	☆	
	調理実習（西洋料理）		1	☆	
	調理実習（中国料理）		1	☆	
	実践食育		2		
	食育演習		1		
	創作料理実習		1		

教育内容	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業要件単位数	備考
くらし	給食経営管理論		2	☆	★
	給食管理実習Ⅰ		1	☆	★
	給食管理実習Ⅱ		1		★
	給食管理実習Ⅲ		1		
	スイーツクリエイト基礎理論		2		
	スイーツクリエイト基礎実習		1		
	スイーツクリエイト応用実習		1		
	社会の理解Ⅰ		2	◇	◆
	社会の理解Ⅱ		2		◆
	介護総合講座		2		◆
	介護の基本ⅠA		2	◇	◆
	介護の基本ⅠB		2	◇	◆
	介護の基本ⅡA		2		◆
	介護の基本ⅡB		2		◆
	介護の基本ⅢA		2		◆
	介護の基本ⅢB		2		◆
	コミュニケーション技術A		1	◇	◆
	コミュニケーション技術B		1		◆
	生活支援技術A		1	◇	◆
	生活支援技術B		2	◇	◆
	生活支援技術C		2		◆
	生活支援技術D		2	◇	◆
	生活支援技術E		1	◇	◆
	生活支援技術F		1		◆
	生活支援技術G		1		◆
	介護過程Ⅰ		1	◇	◆
	介護過程Ⅱ		1	◇	◆
	介護過程Ⅲ		2		◆
	介護過程Ⅳ		1		◆
	介護総合演習Ⅰ		1	◇	◆
	介護総合演習Ⅱ		1	◇	◆
	介護総合演習Ⅲ		1		◆
	介護総合演習Ⅳ		1		◆
	介護実習Ⅰ		6	◇	◆
	介護実習Ⅱ		4		◆
人生	ライフステージ別栄養学		2	☆	★
	ライフステージ別栄養学実習		1	☆	★
	食文化コミュニケーション		1	△	
	海外食文化研修		1	△	
	リラクゼーション(演習を含む)		2	△	
	人間の尊厳と自立		2	◇	◆
	人間関係とコミュニケーションⅠ		2	◇	◆
	人間関係とコミュニケーションⅡ		2		◆
	レクリエーション活動援助法Ⅰ		1		◆
	レクリエーション活動援助法Ⅱ		1		◆
	介護予防支援学		2		
	レクリエーション概論		2		
	レクリエーション実習		1		
	佐賀を知る（佐賀学）		2	◎	
	日本文化事情（演習含む）		2	△	
	日本文化理解		2	△	
	多文化理解Ⅰ		2	◎	
	多文化理解Ⅱ		1	◎	
	国際コミュニケーションⅠ(留学)		2	△※3	
	国際コミュニケーションⅡ(留学)		2	△	
	ビジネスマナー（演習含む）		2	◎	
	ホスピタリティ概論		2	◎	
	おもてなし演習		1	◎	
人生	ホスピタリティ心理学		2	△	
	観光概論		2	△	
	旅行業務		2	△	
	ホテルビジネス論		2	△	
	観光ビジネス論		2	△	
	社会とデータサイエンス		2	△	
	社会とデータサイエンス演習		1	△	
	プレゼンテーション概論		2	◎	
	プレゼンテーション演習		1	△	
	応用プレゼンテーション演習		1	△	
	多文化共生とSDGｓ		2	△	
	多文化ゼミナールⅠ		1	◎	
	多文化ゼミナールⅡ		1	◎	
	多文化ゼミナールⅢ		1	◎	
	多文化ゼミナールⅣ		1	◎	
	インターンシップⅠ		2	◎	
	インターンシップⅡ		1	△	
	未来共創ラボ		1		
計		6	207		

卒業要件単位数	備考
食健康コース 50単位以上 介護福祉コース 55単位以上 多文化コース 50単位以上 （共通教育科目と合わせて62単位以上）	（食健康コース） 栄養士免許を取得する者は、卒業要件と資格取得に係る指定科目の単位を修得しなければならない。（総計69単位） （介護福祉コース） 介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、卒業要件と資格取得に係る指定科目の単位を修得しなければならない。（総計95単位）

［別表第1］ 2.専門教育科目
（2） 幼児保育学科

授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業要件単位数	備考
保育原理	2			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む
教育総論	2			
子ども家庭福祉	2			
社会福祉		2		
子ども家庭支援論		2		
社会的養護Ⅰ		2		
教育・保育者論		2		
発達心理学	2			
子ども家庭支援の心理学		2		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含む
子ども理解と教育相談		2		
子どもの保健		2		
子どもの食と栄養		2		
教育課程・方法論		2		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む
保育内容総論	2			
保育内容（健康）の理論と方法		2	2単位以上選択必修	
保育内容（人間関係）の理論と方法		2		
保育内容（環境）の理論と方法		2		
保育内容（言葉）の理論と方法		2		
保育内容（音楽表現）の理論と方法		2		
保育内容（造形表現）の理論と方法		2		
保育内容（リズム表現）の理論と方法		2		
幼児と健康		1	選択科目より36単位以上修得	
幼児と人間関係		1		
幼児と言葉		1		
幼児と音楽表現		1		
幼児と造形表現		1		
子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ		1		
子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ		1		
音楽の基礎		1		
リトミック		1		
乳児保育Ⅰ		2		
乳児保育Ⅱ		1		
子どもの健康と安全		1		
特別な教育的ニーズの理解とその支援（障害児保育）		2		
社会的養護Ⅱ		1		
子育て支援		1		
総合表現		1		
発達障害児の支援		2		
子育て支援の実践Ⅰ（こどもの遊び）		2		
子育て支援の実践Ⅱ（保育カウンセリング）		2		
保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習Ⅰ（保育所・施設）		4		
保育実習指導Ⅱ		1		
保育実習Ⅱ（保育所）		2		
保育実習指導Ⅲ		1		
保育実習Ⅲ（施設）		2		
教育実習指導		1		
教育実習Ⅰ		2		
教育実習Ⅱ		2		
保育・教職実践演習（幼）		2		
卒業課題研究Ⅰ	1			
卒業課題研究Ⅱ	1			
情報リテラシーⅠ（実習を含む）	2			
情報リテラシーⅡ		1		
レクリエーション概論		2		
レクリエーション演習		1		
レクリエーション実習		1		
子どもの支援Ⅰ（基礎・実習）		2		
アートマネジメント演習		2		
日本語応用（ビジネス）Ⅰ		1	留学生対象科目（2単位選択必修）	
日本語応用（ビジネス）Ⅱ		1		
未来共創ラボ		1		
計	14	87		

［別表第1］ 3.幼児保育学科の幼稚園教諭二種免許に係る授業科目及び単位数

学科目	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
領域に関する専門的事項	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と音楽表現	1		
	幼児と造形表現	1		
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	保育内容総論	2		
	保育内容（健康）の理論と方法	2		
	保育内容（人間関係）の理論と方法	2		
	保育内容（環境）の理論と方法	2		
	保育内容（言葉）の理論と方法	2		
	保育内容（音楽表現）の理論と方法	2		
	保育内容（造形表現）の理論と方法	2		
	保育内容（リズム表現）の理論と方法	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育総論	2		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む
	教育・保育者論	2		
	発達心理学	2		
	特別な教育的ニーズの理解とその支援（障害児保育）	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程・方法論	2		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む
	子ども理解と教育相談	2		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含む
教育実践に関する科目	教育実習指導	1		
	教育実習Ⅰ	2		
	教育実習Ⅱ	2		
	保育・教職実践演習（幼）	2		
大学が独自に設定する科目	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ	1		「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ		1	
	音楽の基礎		1	
計		41	2	

［別表第1］4－1.幼児保育学科の保育士資格に係る授業科目及び単位数

学科目	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む
	教育総論	2		
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉	2		
	子ども家庭支援論	2		
	社会的養護Ⅰ	2		
	教育・保育者論	2		
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	2		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含む
	子ども家庭支援の心理学	2		
	子ども理解と教育相談	2		
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養	2		
保育の内容・方法に関する科目	教育課程・方法論	2		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む
	保育内容総論	2		
	保育内容（健康）の理論と方法	2		
	保育内容（人間関係）の理論と方法	2		
	保育内容（環境）の理論と方法	2		
	保育内容（言葉）の理論と方法	2		
	保育内容（音楽表現）の理論と方法	2		
	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と音楽表現	1		
	幼児と造形表現	1		
	乳児保育Ⅰ	2		
	乳児保育Ⅱ	1		
	子どもの健康と安全	1		
	特別な教育的ニーズの理解とその支援（障害児保育）	2		
	社会的養護Ⅱ	1		
	子育て支援	1		
保育実習	保育実習指導Ⅰ	2		
	保育実習Ⅰ（保育所・施設）	4		
総合演習	保育・教職実践演習（幼）	2		
計		59	0	

［別表第1］4－2. 幼児保育学科の保育士資格に係る授業科目及び単位数

学科目	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
保育の内容・方法に関する科目	保育内容（造形表現）の理論と方法		2	6単位以上修得
	保育内容（リズム表現）の理論と方法		2	
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ	1		
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ		1	
	音楽の基礎		1	
	総合表現		1	
	発達障害児の支援		2	
	子育て支援の実践Ⅰ（こどもの遊び）		2	
	子育て支援の実践Ⅱ（保育カウンセリング）		2	
保育実習	保育実習Ⅱ（保育所）		2	2単位以上修得
	保育実習Ⅲ（施設）		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	1単位以上修得
	保育実習指導Ⅲ		1	
計		1	19	9単位以上選択必修

西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金に関する取扱い細則

第1条（目的）

西九州大学短期大学部学則第40条第2項の規定により、西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金の取扱いを定める。

第2条（取扱い）

西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金の取扱いは、次のとおりとする。

（1）入学手続きをした者が所定の期日までに入学を辞退したときは、その者の申し出により入学金以外の納付金を返還する。

（2）各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期以降において、学期の全期間にわたって休学した場合には、納付した者の申し出により休学した学期分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学期の中途で休学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。

（3）各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期の開始日の前日以前に退学した場合には、納付した者の申し出により退学した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学期の中途で退学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。

（4）各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期の開始日前日以前に除籍された場合には、納付した者の申し出により除籍した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。

ただし、学則第20条各項のいずれかに該当し、学期の途中で除籍された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。

第3条（返還）

前条各号の規定により返還する学費等納付金（授業料、教育充実費及び施設設備費の各々の額をいう。）に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第4条（補則）

この細則に定めのない事項について定める必要があるときは、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附則（平成30年3月5日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部学位規程

（平成18年3月11日制定）

第1条（目的）

この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び西九州大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第31条第2項及び第3項の規定に基づき、西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する卒業証書及び学位について必要な事項を定めるものである。

第2条（付記する専攻分野）

本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

地域生活支援学、保育学

第3条（学位授与の要件）
短期大学士の学位は、各学科の定める学位授与方針に基づき、別に定める学修成果を獲得した者に授与する。

第4条（学位の授与）
学長は、卒業を認定した学生に対し、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

第5条（学位の名称）
本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「西九州大学短期大学部」と付記するものとする。

第6条（学位記の様式）
学則第31条に定める学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

第7条（学位授与の取消）
学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。
2　学長は前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附則（平成18年3月11日）
この規程は、平成18年3月11日から施行する。

附則（平成21年5月23日）
この規程は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則（平成24年5月19日）
この規程は、平成24年5月19日から施行する。

附則（平成29年3月18日）
1　この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2　平成29年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降において、在学者の属する年次に再入学する者に係る専攻分野の名称及び卒業証書・学位記については、この規程による改正後の第2条及び第6条に規定する別紙様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和8年3月7日）
この規程は、令和8年3月7日から施行する。

西九州大学短期大学部科目等履修生規程

第1条（目的）
この規程は、西九州大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第47条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条の2（高大接続科目等履修生）
科目等履修生のうち、高等学校等の生徒で本学が指定する授業科目を履修する者を高大接続科目等履修生とする。
2 高大接続科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第2条（履修の開始時期）
履修の開始時期は、原則として学年又は学期の始めからとする。

第3条（履修の申請資格）
科目等履修生として科目の履修を申請できる者は、次に掲げるとおりとする。
(1) 学則第9条に該当する者
(2) 高等学校の生徒または日本語学校の生徒等で、高大接続科目の履修を希望する者
(3) その他前号に準ずる者として学長が特に認めた者

第4条（履修申請手続）
科目等履修生として履修を申請する者は、履修開始学期が始まる前の月までに次の各号の書類に審査料を添えて学長に願い出なければならない。
(1) 科目等履修生願書（様式1）
(2) 科目等履修生履歴書（様式2）
(3) 最終学校の修了・卒業証明書、成績証明書
(5) 現に職にある者は、その所属長の承諾書
2　第6条のただし書きの各号に該当する者は、審査料を免除することがある。

第5条（選考・許可）
履修を申請した者については、書類審査のうえ、教授会の議を経て学長が許可するものとする。

第6条（受講手続等）
前条により履修許可の通知を受けた者は、所定の期日までに単位数に応じて履修料及び必要に応じて実験・実習・演習料を納入しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、履修料のみ減額することができる。延納、分納は原則認めない。所定の期日までに納入手続きがない場合は、科目履修生として認めないものとする。
(1) 永原学園在学生
(2) その他、学長が特に認めた者

第7条（履修期間等）
科目等履修生の履修期間は、原則として6月又は1年とする。
2　前項の履修期間の延長は、科目等履修生願書（再）（様式3）を学長に提出し、許可を得なければならない。

第8条（単位授与）
科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績を判定のうえ、合格した者に対して所定の単位を与える。

第9条（既納の授業料）
既納の履修料は、原則として返還しない。ただし、学期が始まった日から2週間以内に受講辞退の手続きを終えた者に関しては、その半額を返還する。それ以降は返還しないものとする。

第10条（科目等履修生証）
科目等履修生として履修を許可された者には、科目等履修生証を交付する。

第11条（証明書の交付）
科目等履修生の修得単位については、本人の申請により証明書を交付する。
2　前項の証明書の交付を受けるには、所定の証明書手数料を納入しなければならない。

第12条（規程の準用）
科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則その他関係規程を準用する。

第13条（雑則）
この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附則　この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成24年5月9日）
この規程は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成28年11月2日）
この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

附則（令和2年3月4日）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月25日）
この規程は、令和6年4月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和7年8月28日）
この規程は、令和7年8月28日から施行する。

西九州大学短期大学部科目等履修生規程の運用細則

第1条（趣旨）
この細則は、西九州大学短期大学部科目等履修生規程第13条に基づき、科目等履修生の提出書類の免除並びに審査料･履修料を定めるものとする。

第2条（健康診断書）
健康診断書については、法定伝染病にり患していない旨を証明するものとする。

第3条（書類提出の免除）
申請時において満30歳以上の者並びに永原学園在学生･卒業生･教職員、エルダーカレッジ卒業生については、最終学校の修･卒業証明書、成績証明書の提出義務を免除する。
2　永原学園在学生並びに教職員については、健康診断書の提出義務を免除する。

第4条（審査料の額及びその免除）
規程第4条の審査料の額は、2,000円とする。
2　規程第4条ただし書により審査料を免除する者は、永原学園の在学生及び教職員とする。

第5条（履修料の減額）
履修料は、次表に定めるとおりとする。

減額対象者＼種別		講義（円）	演習（円）	実験･実習（円）
永原学園	在学生	5,000	7,500	10,000
	卒業生	8,000	12,000	16,000
	教職員	2,000	3,000	4,000
エルダーカレッジ卒業生		5,000	7,500	10,000
一　般（学則第47条の額）		10,000	15,000	20,000

第6条（証明書手数料の額）
規程第11条第2項の証明書手数料の額は、1回につき200円とする。

附則　この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成24年5月9日）
この細則は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

西九州大学短期大学部長期履修学生規程

第1条（目的）
本規程は、西九州大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第46条第2項に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）
長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、学則第4条及び第4条第2項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で卒業することが困難であると認められる者とする。
（1）職業を有し、就業している者
（2）家事、育児、介護等に当たる必要があるため、修学の時間が制限される者
（3）その他、学長が相当と認めた者

第3条（履修期間）
長期履修の期間は、1年単位とし、在学年数は、3年以上6年以内とする。
2　休学期間は、前項の期間に算入しない。

第4条（申請手続）
長期履修を希望する者は、入学試験出願時及び本学在学生は1年次の2月末日までに「長期履修申請書」（様式第1号）」に、次に掲げる書類を添付して、各学科長に申請しなければならない。
（1）第2条第1号の該当者
在職証明書又は在職が確認できる書類
（2）第2条第2号又は第3号の該当者
当該事実もしくは事情を証する書類又は申立書
2　第1項の申請に対しては、教授会の議を経て、学長が許可する。

第5条（履修単位数）
長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が履修できる1年間あたりの単位数は、原則として27単位を限度とする。ただし、教育職員免許･資格取得のために履修する単位についてはこの限りではない。

第6条（履修期間の短縮）
長期履修学生が、履修期間の短縮を希望する場合、原則1回に限り当該期間の短縮を申請することができる。
2　前項の履修期間の短縮を希望する場合は、学科長の承認を得て、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を変更を希望する卒業予定年度の1月末日までに学長に申請しなければならない。
3　長期履修の期間は延長することができない。

第7条（授業料等）
長期履修学生の授業料等の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、学則第33条の規定にかかわらず、学則第33条に規定する授業料、施設設備費及び教育充実費の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
2　課程費は別途所定の額を納付するものとする
3　永原学園学生生徒納付金の特例に関する規則における永原学園学生生徒納付金特例表により授業料の減免が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。
4　第6条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果、授業料等の納付総額に不足が生じた場合は、短縮を認められた年度の指定された期間に不足な分を納付するものとする。

第8条（補則）　長期履修学生については、この規定に定めるもののほか、本学の学則及びその他学生に関する規定を準用する。

附則　この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則　この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成24年5月9日）
この規程は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成26年1月8日）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月4日）
この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成29年2月8日）

1　この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2　平成29年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）又は、平成29年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者にかかる授業料及び納入する期間は、この規程による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和元年6月17日）

1　この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2　令和2年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）又は、令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者にかかる授業料等は、この規程による改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和3年3月3日）

1　この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2　令和3年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）又は、令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者にかかる授業料等は、この規程による改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和3年12月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第１号

受験番号	（記入不要）

年　月　日

長期履修申請書

西九州大学短期大学部　学長　殿

下記のとおり西九州大学短期大学部の長期履修をご許可いただきたく、申請いたします。

（フリガナ） 氏　名	㊞		年度入学予定
生年月日	西暦　年　月　日生 （　年４月１日現在　満　歳）		
学　科	学科　コース		
入学試験区分 又は学籍番号			
住　所	〒	電　話	
		Eメール	
勤務先		業　種	
		職　種	
勤務先 住　所	〒	電　話	
希望する 長期履修期間	３年　４年　５年　６年 注）希望の年数を○で囲むこと。		
希望理由 および 履修計画			

注）受験生は入学試験出願時までに、本学在学生は1年次の2月末日までに提出すること

様式第２号

長期履修期間短縮申請書

西九州大学短期大学部　学長　殿　　年　月　日

学籍番号
フリガナ
氏　名

下記のとおり履修期間の短縮を希望しますので、西九州大学短期大学部長期履修規程第６条第１項の規定に基づき申請いたします。

記

入学年月	年　月
許可を受けた 終了予定年月	年　月 （期間　年間）
希望する 終了予定年月	年　月 （期間　年間）
長期履修期間 の変更を 希望する理由	
学科長承認	㊞

注）卒業予定年度の1月末日までに提出すること

西九州大学短期大学部副専攻規程

第1条（趣旨）

この規程は、西九州大学短期大学部学則第21条の2、第21条の2第2項及び第3項における副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（副専攻）

副専攻名、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第3条(副専攻の目的)

副専攻は、学科又はコースの主専攻分野以外の分野について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の主専攻の枠を超えた文理横断的･異分野融合的な学習を可能とするプログラムを提供し、専門分野とは異なる視点からの知を備えた人材を育成することを目的とする。

第4条（履修の申出）

副専攻の履修を希望する学生は、所定の期日までに副専攻履修願（様式1）を、教務委員会委員長に提出しなければならない。

第5条(修了認定の要件)

副専攻の修了認定を受けるには、主専攻学科を卒業し、且つ、所定の当該副専攻科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2　副専攻の修了認定を受けるには、卒業判定教務委員会時におけるGPA値が2.0以上を満たしていなければならない。

3　副専攻の修了認定は、教授会の議を経て学長が行う。

第6条（修了証書の授与）

学長は、前条の修了認定に基づき、当該学生に、副専攻修了証書（様式2）を当該学生の卒業時に授与する。

第7条（その他）
この規則に定めるもののほか、副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

附則（令和3年3月8日）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年9月1日）
この規程は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和7年1月30日）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

副専攻名	科目名	単位数
データ社会科学専攻	SDGs入門	2
	SDGsの実践	1
	データサイエンスの基礎	2
	社会とデータサイエンス	2
	社会とデータサイエンス演習	1
	アートマネジメント演習	2

様式１（第４条関係）

副 専 攻 履 修 願

令和　年　月　日

教務委員会委員長　様

学科　コース　年

学籍番号　氏名

西九州大学短期大学部副専攻規程第４条により、下記副専攻の履修を申し出ます。

記

副専攻名	

様式２（第６条関係）　第　号

副 専 攻 修 了 証

学科　コース

氏名

上記の者は本学における副専攻「○○○○」を修了したことを証する。

年　月　日

西九州大学短期大学部

学長

データサイエンス（リテラシーレベル）教育プログラムに関する要項

第1条（趣旨）
この要項は、西九州大学短期大学部学則第21条の2及び第21条の2第3項における教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（編成）
プログラム名、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第3条（目的）
プログラムは、データサイエンスの基礎知識を有し、社会でその知識を応用･実践することのできる専門職業人を養成する。また、SDGsに関連した地域課題を客観的データを用いて理解することができ、多角的な視点で具体的取組みを考えることのできる人材を養成する。

第4条（受講対象）
プログラムの受講対象は、全学生とする。

第5条（認定の要件）
プログラムの修了認定を受けるには、別表に定める全学共通科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
2　プログラムの修了認定は、教授会の議を経て学長が行う。

第6条（認定証書の授与）
学長は、前条の修了認定に基づき、プログラム認定証書を卒業時に授与する。

第7条（その他）
この要項に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附則（令和3年4月7日）
この規程は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附則（令和4年5月11日）

この規程は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

別表第1

	学科・コース	科　目　名	単位数
データサイエンス（リテラシーレベル）教育プログラム	全学共通	情報リテラシーI（実習を含む）	2
		データサイエンスの基礎	2
		SDGs入門	2
		SDGsの実践	1
専門基礎	地域生活支援学科食健康コース	給食管理実習I	1
		栄養指導論実習II	1
		生化学実験	1
	地域生活支援学科介護福祉コース	介護予防支援学	2
	地域生活支援学科多文化コース	社会とデータサイエンス	2
		社会とデータサイエンス演習	1
	幼児保育学科	教育課程・方法論	2
		保育内容（造形表現）の理論と方法	2

西九州大学副専攻規程

第1条（趣旨）

この規程は西九州大学学則第9条の2第1項、第2項及び第3項における副専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（副専攻）

副専攻名、授業科目及び単位数は別に定める。

第3条（副専攻の目的）

副専攻は、学科又はコース（以下、「学科等」という。）の主専攻分野以外の分野又は主専攻分野を強化する分野について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の主専攻の枠を超えた文理横断的・異分野融合的な学修を可能にするプログラムを提供し、専門分野とは異なる視点からの知或いは専門分野をより深くするための視点からの知を備えた人材を育成することを目的とする。

第4条（履修の方法）

各学科等の在学生は、自由に副専攻プログラムを選び、履修することができる。但し、主専攻分野の学修に支障をきたしてはならない。

第5条（履修の届出）

副専攻の履修を希望する学生は、所定の期日までに副専攻履修願（様式1）を、教務課に提出しなければならない。

第6条（修了認定の要件）

副専攻の修了認定を受けるためには、在籍学科等の卒業要件科目を履修し、その単位を修得するとともに副専攻科目の平均GPA値が原則2.0以上でなければならない。

2　副専攻の修了認定は、教授会及び学部長会議の議を経て学長が行う。

第7条（修了証書の授与）

学長は、前条の修了認定に基づき、当該学生に副専攻修了証書（様式2）を卒業時に授与する。

第8条（その他）

この規程に定めるもののほか、副専攻に関し必要な事項は別に定める。

附則（令和6年1月25日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式1

副　専　攻　履　修　願

令和　　年　　月　　日

西九州大学　学長　様

□ 西九州大学　／　□ 西九州大学短期大学部

学科：

学年：

学籍番号：

氏　　名：　　印

西九州大学副専攻規程第５条により、下記副専攻の履修を申し出ます。

記

副専攻名	

様式2

第　　号

副　専　攻　修　了　証　書

（ ○○○○マイクロ学位記 ）

学科

氏名

上記の者は本学における「○○○」の所定の課程を修めたことを認め、○○○○マイクロ学位を授与する

年　　月　　日

西九州大学

学長

西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則

（平成27年2月16日制定）

第1条（趣旨）
この規則は、西九州大学附属図書館及び西九州大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）
図書館は、西九州大学及び西九州大学短期大学部（以下「両大学」という。）における教育・研究及び地域貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料を収集及び管理し、提供することを目的とする。

第3条（整備等）
図書館は、前条の目的を実現するため、必要な組織、施設及び他の大学図書館等との協力体制を整備する。

第4条（図書館長）
図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

第5条（図書委員会）
図書館の機能の向上と運用の円滑化に資するため、西九州大学図書委員会並びに西九州大学短期大学部図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2　委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第6条（事務）
図書館の事務は、図書課において処理する。

第7条（図書館の利用）
図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

第8条（雑則）
この規則に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則（平成27年2月16日）
1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2　西九州大学附属図書館規程（昭和56年4月1日制定）及び西九州大学短期大学部附属図書館規程（平成17年4月1日制定）は廃止する。

西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程

（平成27年2月16日制定）

第1条（趣旨）
この規程は、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則（平成27年2月16日制定）第7条の規定に基づき、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

第2条（利用の種類）
この規程において「利用」とは、次の各号に掲げるものをいう。
（1）図書館施設、設備の利用
（2）図書館資料の閲覧、貸出、複写の利用
（3）情報提供サービスの利用

第3条（利用者）
この規程において「利用者」とは、次の各号に掲げる者をいう。
（1）西九州大学並びに西九州大学短期大学部の学生及びこれに準ずる者
（2）学校法人永原学園に在職する専任の教職員及びこれに準ずる者
（3）前2号に定める者以外の者（以下「学外者」という。）で、学術研究、調査及び学習を目的とする者
2　前項第3号に定める学外者の図書館利用については、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

第4条（利用者証）
利用者は、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を携行するものとする。
2　利用者は、利用者証の交付を受けるものとする。ただし、前条第1項第1号の利用者は学生証もしくはこれに準ずるもの（仮学生証を除く）をもって利用証とすることができる。

第5条（図書館施設）
この規程において「図書館施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。
（1）西九州大学附属図書館本館・分室（神埼キャンパス）
（2）西九州大学附属図書館分館（佐賀キャンパス、小城キャンパス）
（3）西九州大学短期大学部附属図書館（佐賀キャンパス）

第6条（開館日及び開館時間）
図書館施設の開館日及び開館時間は、別表のとおりとする。
2　館長は、必要と認めたときは臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

第7条（図書館資料）
この規程において「図書館資料」とは、図書館が所蔵する次の各号に掲げるものをいう。
（1）図書
（2）逐次刊行物
（3）視聴覚資料
（4）電子的資料
（5）貴重資料
（6）その他の資料

第8条（館外貸出）
図書館資料の館外貸出を受けるには、利用者は利用者証を呈示しなければならない。
2　館外貸出の冊数及び期間は別表のとおりとする。
3　卒業（大学院修了を含む。以下同じ。）年次の学生は、その年度の3月1日以降に図書館資料を帯出することはできない。また、現に帯出中の図書館資料は、2月末日までに返却しなければならない。ただし、国家試験対策用図書（参考書・問題集）に限り、3月末日まで借用することができる。
4　卒業年次の学生で当該年度に卒業しない者は、前項の規定にかかわらず、願い出により、3月1日以降についても貸出を受けることができる。

第9条（貸出を行わない図書等）
次の各号に掲げる図書館資料は、次項及び第4項に定める場合を除き、原則として貸出を行わない。
（1）貴重図書及び貴重資料
（2）辞書・便覧及びハンドブック類
（3）地図類
（4）新刊雑誌、最新白書、統計類
（ただし、バックナンバーはこの限りでない）
（5）視聴覚資料
（6）電子的資料
2　西九州大学及び西九州大学短期大学部の教職員及び大学院生に対しては、前項第2号及び第3号の図書館資料については1ヵ月以内、同項第4号から第6号までの図書館資料については2週間以内の貸出を行う。
3　学生（大学院生を除く）に対しては、第1項第2号から第4号までの図書館資料について、当日の16時30分から翌日（休館日の場合は、その翌日）9時30分までの貸出を行う。
4　学生（大学院生を除く）に対しては、第1項第5号及び第6号の図書館資料については、特別の理由があり、かつ学内での利用に限り当日のみ貸出を行うことがある。

第10条（長期貸出）
長期休業（春・夏・冬季）及び学外実習の期間には長期貸出を行う。
2　長期貸出の期間は、当該期間に前後5日間を加えた期間とする。

第11条（予約及び更新）
貸出を希望する図書館資料が貸出中の場合は、所定の手続きを経て貸出を予約することができる。
2　貸出を受けている図書館資料は、前項の予約がない場合において、2回に限り貸出の更新を受けることができる。ただし、第10条第1項に該当する場合は、貸出の更新は受けることができない。

第12条（返却）
貸出を受けた図書館資料は、所定の期日までに必ず返却しなければならない。なお、原則として返却せずに他の図書館資料を借りることはできない。
2　退学及び休学を願い出た者で、図書館資料の貸出を受けている者は、これを直ちに返却しなければならない。また、除籍となった者も同様とする。

第13条（保管責任等）
貸出を受けた図書館資料は、利用者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

第14条（弁償）
利用者は、利用中の図書館資料を汚損もしくは紛失したとき又は図書館の施設及び設備に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

第15条（利用心得）
図書館の利用に際して、利用者は図書館職員の指示に従うことはもとより、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。
(1)静粛にすること
(2)他の利用者の迷惑となる行為をしないこと
(3)図書館資料を許可なく持ち出さないこと
(4)図書館資料及び設備等を汚損しないこと
(5)館内に持ち込んだ所持品の管理は各自が責任を持つこと
(6)館内での飲食（飲酒を含む）並びに喫煙は禁止する
(7)携帯電話等での会話や呼び出し音は禁止する
(8)その他館長が指示もしくは禁止したこと

第16条（利用の制限）
この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を停止または禁止することができる。

第17条（雑則）
この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附　則（平成27年2月16日）
1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2　西九州大学附属図書館閲覧規程（昭和56年4月1日制定）及び西九州大学短期大学部附属図書館利用規程（平成21年4月1日制定）は廃止する。

附　則（平成29年3月1日）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年2月15日）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）
西九州大学附属図書館本館・分室・分館（佐賀キャンパス、小城キャンパス）、西九州大学短期大学部附属図書館

期　間	曜　日	時　間	備　考
授業期間（集中・補講・追再試験等を除く）	月～金曜日	8:30～21:00	
	土曜日	9:30～16:30	第2・第4土曜日 ただし、分室は閉館
休業期間等（授業期間以外）	月～金曜日	8:50～17:30	
	土曜日	9:30～16:30	第2・第4土曜日 ただし、分室は閉館
休館日	日曜日、祝日（第2・第4土曜日を除く）、第2・第4以外の土曜日		
	①年末年始（12月28日から1月4日） ②夏期休業（8月13日から8月22日） ③3月第4木、金、土曜日		

別表（第8条第2項関係）

対　象	期　間	冊　数
学部学生（～3年次生） 短期大学部学生（1年次生）	7日以内	5冊以内
学部学生（4年次生） 短期大学部学生（2年次生）	14日以内	7冊以内
大学院生	2ヵ月以内	20冊以内
研究生・科目等履修生・ 特別聴講学生等	7日以内	5冊以内
西九州大学及び西九州短期大学部の 専任教職員及びこれに準ずる者	6ヵ月以内	20冊以内
上記以外の学校法人永原学園の専任教職員	14日以内	7冊以内

西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程

第1条（趣旨）　この規程は、西九州大学学則（以下「大学学則」という。）、西九州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び西九州大学短期大学部学則（以下「短大部学則」という。）に定めるもののほか、入学金並びに授業料、教育充実費及び施設設備費（大学院にあっては、入学金及び授業料をいう。以下「学費」という。）の納入の時期、納入方法及び納入額等について、必要な事項を定める。

第2条（納入の時期及び期間）　学費のうち入学金は、入学手続時に納入するものとし、授業料、教育充実費及び施設設備費は、毎年度前期及び後期の2期に分けて納入するものとする。
2　前期及び後期の納入期間は、それぞれ次のとおりとする。
前期　4月中旬から5月末日まで
後期　10月中旬から11月末日まで
3　その他の費用については、別に定める。

第3条（納入延期及び分納の期日等）　特別の事情がある者は、学長（西九州大学学長又は短大部学長をいう。以下同じ。）の承認を受け、前条第2項に定める各期の納入を、次の期日までに延期又は分納をすることができる。
なお、分納回数は、本条第2項の納入回を除き3回までとする。
前期　8月20日まで
後期　翌年1月31日まで
2　前項の承認を受けようとする者は、西九州大学及び短大部所定の「学費納入延期・分納願」により次の期日までに学長に願い出なければならない。
前期　5月15日
後期　11月15日
3　学長が納入延期又は分納を承認した場合には、保証人（又は学費負担者、以下同じ。）あてに承認書を送付するものとする。

第4条（納入通知及び納入方法）　学費納入の通知は、各学期の納入期間の開始日前に学内に掲示等をするとともに、納入通知書を保証人あてに送付し通知する。
2　学費の納入方法は、本学が指定する日に口座引落しとする。ただし、やむを得ない事由により本学が認めた場合は、この限りではない。

第5条（催促及び除籍）　学費を第2条第2項又は第3条第1項に規定する納入期限までに納入しなかった者については、保証人あてに催促通知を送付する。
2　第2条第2項に規定する納入期間に納入されない場合においては、次の期日までに催促通知を行うものとする。
前期 1回目の催促　6月5日　2回目の催促　7月1日
後期 1回目の催促　12月5日　2回目の催促　翌年1月5日
3　第3条第1項により納入延期又は分納を許可された者で許可期限までに納入されない場合において、未納の学費を保証人へ催促する時期は、次のとおりとする。
前期及び後期　許可期限から5日以内

4　前2項により催促通知（第2項にあっては2回目）を行った後、原則14日以内に納入しない者については、当該学部･学環及び短大部の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が学費を納入すべき学期の初日を以って除籍する。ただし、願い出により特別の事情があると認められる者については、除籍処分を延期することがある。

5　第2条第2項、第3条第1項、同第2項、及び本条第2項、第3項による期日等は、別表のとおりとする。

第6条（転入学又は再入学の場合の学費）　西九州大学及び短大部において除籍又は退学した後、再入学した者の学費は、再入学した年度の学費の額とする。

第7条（転学部等・転学科の場合の学費）　転学部等･転学科した者の学費は、転学部等･転学科先の学年に対応した額とする。

第8条（復学の場合の学費）　大学学則第28条及び大学院学則第25条第5項又は短大部学則第38条の規定により復学した者の学費の額は、その者の入学年次に定められていた学費の額とする。

2　学期の途中で復学した者は、当該学期の学費を納入しなければならない。

3　第2条第2項に規定する納入期間を過ぎて復学した者は、復学した日から15日以内に納入しなければならない。

第9条（退学の場合の学費）　学期の中途で退学する者については、当該学期の学費を徴収する。

第10条（停学の場合の学費）　停学期間中の学費は、徴収する。

附　則（平成24年3月17日制定）

1　この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2　西九州大学学費納入規程（平成3年4月1日制定）及び西九州大学短期大学部学費納入規程（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附　則（平成29年3月18日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（令和4年8月27日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和6年3月16日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則（令和7年3月15日）

1　この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2　令和7年度入学生の施設設備費の納入については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分		期間※ 前期	期間※ 後期	事項
学費	納入期間（第2条第2項）	4月中旬～5月末日	10月中旬～11月末日	各学期の納入期間開始日前に学内等に掲示し、納入通知書を保証人あてに送付し通知する。
	1回目催促（第5条第2項）	6月5日	12月5日	保証人へ催促通知を行う。
	2回目催促（第5条第2項）	7月1日	翌年1月5日	
納入延期・分納	願出期間（第3条第2項）	4月中旬～5月15日	10月中旬～11月15日	学費納入延期･分納願を提出する。
	延期･分納期限（第3条第1項）	8月20日	翌年1月31日	
	催促（第5条第3項）	許可期限から5日以内		保証人へ催促通知を行う。
除籍	除籍（第5条第4項）	学費を納入すべき学期の初日で除籍する。		当該学部及び短大部の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

※第2条第2項、第3条第1項に定める期間の初日および末日が金融機関休業日の場合はそれぞれの翌営業日とする。
※第3条第2項に定める期日が休校日の場合は翌開校日とする。

西九州大学短期大学部学友会会則

第1章　総　則

第1条（設置）　西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）に、西九州大学短期大学部学友会（以下「本会」という。）を置く。

第2条（目的）　本会は、本学の建学の精神に基づいた教育方針にしたがい、学則に沿う学生課外活動の全体活動機関であって、各方面にわたる文化および体育活動の健全な発展とあわせて、会員相互の理解と協力による自主活動により、大学教育と相まって、個性の伸長と豊かな人間性の形成、社会的教養の育成を期することを目的とする。

第3条（会員）　本会は、本学の次の会員によって組織する。
（1）正　会　員：本学生
（2）特別会員：教職員

第4条（組織）　本会に次の部を置く。
（1）代議員会
（2）総務部
（3）体育部・文化部等

第2章　学友会の役員

第5条（役員）　本会に次の役員を置く。
（1）会　　長　　学生代表（総務委員の互選により決定）
（2）副 会 長　　学生代表（総務部、体育部、文化部各部長を充てる。）
（3）代 議 員　　学生代表（各クラス代表2人）、本条第1項第1号から第2号の役員、各学科長、学生支援副部長、事務局次長、学生支援課長補佐及び総務課長。
（4）総務委員　　各クラスより2～3人及び第7条第1項第1号から第7号に定める委員。
　ただし、各クラスからの選出方法については別途定める。
（5）予算委員　　会長、副会長、各サークル代表、学生支援副部長、体育部代表教員、文化部代表教員及び学生支援課長補佐
（6）監査委員　　学生代表2人、各学科長のうち1人及び総務課長

第3章　代 議 員 会

第6条（代議員会）　代議員会は、本会の最高決議機関であり、会則の変更、予算、決算、年度事業計画、及びその他の重要事項について決議する。代議員会は会長が招集し、原則毎年1回5月末に開催する。

2　代議員会の構成員は、第5条第1項第3号に規定する役員をもって構成し代議員会の議長は代議員の互選による。

3　代議員会の開催は、2週間前までに、議題その他必要事項を代議員会の構成員へ通知しなければならない。

4　代議員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

5　議事は、出席者の過半数の賛否を以って決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

6　臨時代議員会は、総務委員の3分の1以上の署名により、総務委員長に要求があった場合、又は総務委員会が開催要求を決した場合、会長はこれを招集しなければならない。

7　代議員会、及び臨時代議員会の事務は、代議員のうちから書記2人を選出してこれにあたる。

第4章 総務委員会

第7条（総務委員会） 総務委員会（以下「委員会」という。）は、本会の執行機関であり、代議員会に対して、責任を有し、その運営は委員会の協議に従ってなされる。また、代議員会の決議を要しない事項を審議し、決定する。委員会は、以下の委員（学生）並びに学生支援副部長、学生支援課長補佐をもって構成する。なお、本条第1項第3号から第7号までは、各学科の代表から各1人を選出する。また、任期は1年間とし、再任を妨げない。

（1）委員長　総務委員の互選による。全体を統括する。
（2）副委員長 3人　学友会副会長が兼ねる。委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
（3）総　務 2人　総務は、議事録及び書類作成及び掲示物等の管理の職務にあたる。
（4）会　計 2人　会計は、本会の会計事務一切の職務にあたる。
（5）美　化 2人　美化は、本会活動に伴う学内施設並びに学外周辺の環境整備の職務にあたる。
（6）文　化 4人　文化は、学園祭準備、実行委員会の職務にあたる。
（7）体　育 4人　体育は、新入生歓迎行事における業務及び各サークル間の連絡調整等職務が円滑に進められるようにする。

2　委員会は、長期休暇中を除いて原則として、毎月1回以上委員長が招集しその議長となり、次の重要事項を審議する。
（1）委員会の立案による代議員会の運営方針に関すること。
（2）本会会則案及び諸規約の改正案に関すること。
（3）本会予算案の審議に関すること。
（4）学園祭（あすなろ祭）に関すること。
（5）その他本会の重要事項に関すること。

第5章 体育部・文化部等

第8条（サークル他） 体育部と文化部に、それぞれ下部組織（以下「サークル」という。）を置く。
（1）体育系サークル
（2）文化系サークル
（3）学友会が認める課外活動等

第9条 各サークルの代表者と学友会が認めた者は、そのサークルの運営、及びその他課外活動の連絡にあたる。

第10条 会長は、各サークルが推薦する専任の教員に顧問を依頼する。任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

第11条 サークルの各部長又はその代理、さらに学友会が必要と認めた者は、各サークル及び学友会が認める課外活動の実質的な運営を行う。

第12条 会長及び副会長は、本学SDGs推進における学生代表を兼務し、本学におけるSDGsに関する取り組みへの呼びかけ及び学外と連携した活動の連絡等にあたる。

第6章 会　計

第13条（会計年度） 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条（経費） 本会の経費は、会員の納入する会費及び寄附金等をもってこれに充てる。

第15条（会費） 本会の会費は、正会員（学生）の年会費とする。
2　本会の会費は、在学期間（2年間）を通して10,600円とし、入学時の初年度に納めるものとする。また、他大学より転入学生に関しては、その修業年数に応じて納めるものとする。

第16条（会計） 本会の会計を担当する者は、常に金銭の収入支出を明らかにしておかなければならない。ただし、現金出納は、本学総務課に委嘱して事務に当たらせる。また、事務局次長は、会計事務を統括する。

第17条（予算） 本会の予算は、予算委員で年間活動予算案を作成して、総務委員会で審議し、本会代議員会の承認を受けなければならない。

第18条（決算） 本会の決算は、監査委員の監査を経て本会代議員会の承認を受けなければならない。

第19条（運用基準） 本会会費の運用については、「西九州大学短期大学部学友会会費運用基準」を別に定める。

第20条（経費の支出） 経費の支出を必要とする場合は、前条の運用基準に従って、所定の用紙に経費の使途等を記入、領収書等を添付のうえ、その責任者が署名捺印の上、当該顧問の承認を得なければならない。
2　経費の請求を受けた総務並びに会計の担当者は、支払請求書記載の全ての事項について、予算その他の面により検討し、総務委員長へ提出する。
3　総務並びに会計の担当者は、本会の収支決算書を作成し、監査委員の監査を経て、本会代議員会の承認を得なければならない。

第7章 そ の 他

第21条 本会と西九州大学学友会は、今後、学友会活動として、必要に応じて佐賀キャンパスと神埼キャンパスとの交流を行う。

附則（平成21年5月29日）
1　この会則は平成21年6月1日から施行する。
2　佐賀短期大学学友会会則（平成13年4月1日施行）、学友会運営規則総務委員会運営規則、予算委員会運営規則及び会計監査委員会規則は、平成21年5月31日付で廃止する。

附則（平成24年5月9日）
この会則は平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月4日）
この会則は平成27年4月1日から施行する。

附則（令和3年7月7日）
この規程は令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

西九州大学短期大学部スポーツ・文化活動奨励金に関する規程

第1条（目的）
西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）は、スポーツ活動・文化活動の高度化・活性化を促進し、学生の優れたスポーツ・文化の才能を育成し、その競技力・人間性の高揚と学業の両立を促すことを目的として、諸課外活動においても本学の「あすなろう精神」の具現化をはかるため、スポーツ・文化活動奨励金制度を設ける。

第2条（資格）
スポーツ・文化活動奨励金は、別表1、別表2に掲げる実績とし、スポーツ・文化活動奨励金を希望するものは、次の各号のいずれかを満たし、別表3のいずれかの競技実績を挙げると同時に、学業成績が奨励金支給の主旨に沿うものでなければならない。

（1）在学生で、本学学友会のサークル等に在籍する個人あるいは団体で、その該当種目において全国大会で3位以内の実績を挙げた者
（2）在学生で、本学学友会のサークル等に在籍する個人あるいは団体で、その該当種目において九州大会（九州大会は全国大会につながる大会を対象とする。）で3位以内の実績を挙げた者
（3）国を代表して参加する世界的な展覧会等や国の行政機関が主催、共催または後援する評価が定着している九州又は全国規模以上の展覧会、コンクール等において、3位以内の実績を挙げた者
（4）本学学友会のサークル等に所属していないが、本学の名声を高め、敬愛されている在学生で、最高位またはこれに準ずる成績を収めた学生その他、顕著な実績を残し、上記（1）～（3）に相当すると認められる者
（5）日本代表に選出された者
（6）各競技·文化団体（協会）等の推薦により日本代表選考会へ参加した者
（7）但し、別表3のスポーツ競技大会の種類（大会レベルの一例）中で、世界大会のオリンピック·パラリンピック·デフリンピック·ワールドカップ、世界選手権大会、ユニバーシアード大会については、別に定める。

第3条（金額）
スポーツ·文化活動奨励金は、別表1、別表2の金額を支給する。ただし、在学生で団体種目の場合はその所属サークル等へ支給する。また、前第2条第1項第7号の世界大会等については、別に定める。
スポーツ·文化活動奨励金額は、その年度の予算の範囲内とし、各団体·個人の上限額は2百万円とする。

第4条（出願）
スポーツ·文化活動奨励金を希望する者は、所定の出願書類を学生支援課に提出しなければならない。
2　スポーツ·文化活動奨励金を希望する者は、第2条の条件を満たした場合、その都度出願することができる。

第5条（選考委員会）
スポーツ·文化活動奨励金支給の選考及びスポーツ·文化活動奨励金に関する諸事項を審議するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2　委員会は、学生支援委員会をこれにあてる。

第6条（決定）
スポーツ·文化活動奨励金支給は、第5条による委員会の選考に基づき、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第7条（奨励の取止め等）
在学中に次の各号のいずれかに該当した者は、スポーツ·文化活動奨励金支給の選考対象としない。
（1）学則により、懲戒処分を受けた者
（2）その他、スポーツ·文化活動奨励金支給の対象として相応しくないと認められた者
2　支給後、前項に該当することが判明した場合、スポーツ·文化活動奨励金の全額又は一部の返還を求めることができる

第8条（事務）
この規程に定める事務は、学生支援課で扱う。

第9条（改廃）
この規程の改廃は、学生支援委員会で審議し、教授会の議を経てこれを行う。

附　則（平成25年12月3日）
この規程は、平成25年12月3日から施行する。

附　則（平成31年4月15日）
この規程は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附　則（令和2年1月20日）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係、第3条関係）

スポーツ活動実績	金額	
	個人	団体
全国大会1位	200,000円	500,000円
全国大会2位	100,000円	300,000円
全国大会3位	70,000円	100,000円
九州大会1位	40,000円	60,000円
九州大会2位	20,000円	40,000円
九州大会3位	10,000円	30,000円
日本代表選出	80,000円	100,000円
日本代表候補選出	30,000円	80,000円

※ 団体は、2人以上とする。

別表2（第2条関係、第3条関係）

文化活動実績	金額	
	個人	団体
全国大会1位	200,000円	500,000円
全国大会2位	100,000円	300,000円
全国大会3位	70,000円	100,000円
九州大会1位	40,000円	60,000円
九州大会2位	20,000円	40,000円
九州大会3位	10,000円	30,000円

別表3（第2条関係）

スポーツ競技大会の種類（大会レベルの一例）	文化活動における展覧会等の種類（展覧会等レベルの一例）
オリンピック·パラリンピック·デフリンピック ワールドカップ 世界選手権大会 ユニバーシアード大会 国民スポーツ大会·全国障害者スポーツ大会 財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する大会 日本選手権大会 全日本学生選手権大会 日本障害者スポーツ協会が認めた障害者全国大会	日本美術展覧会 全国ピアノコンクール 二科展 全国ロボットコンテスト 日書展 全国青年弁論大会 その他、文化·芸術等における世界的、全国的又は九州地区において評価が定着している展覧会等

※ 九州大会は全国大会につながる大会を対象とする。

永原学園西九州大学·西九州大学短期大学部学生寮規則

第1章　総　則

第1条 この規則は、西九州大学学則第53条第2項及び西九州大学短期大学部学則第59条第2項の規定に基づき、学生寮の設置運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生寮は、西九州大学及び西九州大学短期大学部の教育方針に従い、秩序ある共同生活の中でよき人間関係を結び、人間性の高揚と学生生活の充実を図るよう運営されなければならない。

第3条 学生寮に、寮監及び寮監を補助するため必要な職員を置く。
2　寮監は、学生寮の運営及び学生寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）の生活指導にあたる。

第4条 学生寮に寮生より選出された委員若干名を置く。
2　委員は、寮監の指示を受け、寮生の生活指導を補助する。

第5条 寮生は、共同生活に必要な業務を、交代して担当しなければならない。

第2章　入寮・退寮及び閉寮

第6条 入寮を希望する者は、入寮願を保証人連署のうえ学生支援課に提出しなければならない。
2　学長は、永原学園が設置する学校の学生生徒で入寮願を提出した者について、選考のうえ入寮を許可する。

第7条 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、入寮誓約書を提出しなければならない。

第8条 入寮を許可された者の在寮期間は、原則として学則（永原学園が設置する学校の学則もしくは校則をいう。以下「学則等」という。）に定める最短修業年限とし、退寮期日は学年末までとする。ただし、特別の事情を有する学生については、1ヵ年での退寮を許可することがある。

第9条 学年の中途において退寮を希望する者は、退寮願を学生支援課に提出して学長の許可を受け、学年末までの寮費を納入しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、学長は、当該納入すべき寮費の納入を配慮することができる。

第10条 伝染病疾患その他共同生活に不適当な疾患にかかった者は、退寮しなければならない。

第11条 寮生が、学則等もしくはこの規則に違反し、又は共同生活に不適当と認められる場合には、学長は退寮を命ずることができる。

第12条 学長が必要と認めた場合は、学生寮を閉寮することがある。

第3章　寮費その他の諸経費

第13条 寮生は、寮費及び食費その他の諸経費（以下「寮費等」という。）を、所定の期日までに納入しなければならない。
2　前項に定める寮費等の額は、理事長が別に定める。
3　諸経費、特に光熱費（電気･水道･ガス）の節減に努めなければならない。

第14条 既納の寮費は原則として返還しない。

第15条 寮費等を所定の期日までに納入しない場合は、寮生並びに保証人に督促する。
2　前項により督促しても納入しない場合は、学長は寮費等を納入しなければならない所定の期日より3カ月を経て、退寮を命ずることができる。

第4章　外出・外泊及びアルバイト

第16条 寮生は、やむを得ない事由により、門限内に帰寮することができないときは、事前に寮監に届け出なければならない。

第17条 寮生が帰省、旅行等で外泊するときは、2日前までに寮監の許可を得て外泊し、帰寮後、所定の宿泊証明書を寮監に提出しなければならない。

第18条 アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別の事情によりアルバイトを行わなければならない場合は、所定の用紙により、保証人連署のうえ寮監に願い出て許可を得るものとする。なお、門限は厳守しなければならない。

第5章　寮生以外の宿泊及び面会

第19条 寮生以外の者は、学生寮に宿泊することができない。ただし、特別の事由がある場合は、所定の手続きにより、事前に寮監の許可を受けなければならない。

第20条 寮生以外の者との面会は、所定の場所で行い、寮内に立ち入る場合は、寮監の許可を受けなければならない。

第6章　施設保全

第21条 寮生は、学生寮の建物、附属施設及び備品等（以下「建物等」という。）の取り扱い及び清掃には、注意を払わなければならない。
2　寮生が、建物等を破損し又は紛失、その他故意により損害を与えたときは、相当額の弁償をしなければならない。

第22条 寮生は、暖房器具及び電気器具を使用するときは、寮監の許可を受けなければならない。
2　暖房器具及び電気器具は、火災予防のため、許可された場所以外で使用してはならない。

第7章　その他

第23条 この規則に定めるもののほか学生寮の運営に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則　この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成21年11月11日）　この規則は、平成21年11月11日から施行し、平成21年4月1日に在寮する者から適用する。

附則（平成24年2月8日）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年4月15日）
この規則は、平成25年4月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程

第1条 この規程は、西九州大学および西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）における、佐賀キャンパス体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定める。

第2条 体育館は、次の各号に定める場合に使用できるものとする。
(1)本学の授業
(2)本学の主催する行事
(3)本学学生の課外体育活動
(4)本学学生の課外活動、レクリエーション等
(5)本学教職員のスポーツ･文化活動
(6)その他本学が特に認めた場合

第3条 体育館の使用の優先順序は、原則として前号の順位とする。ただし、前条第3号以下については、各使用希望者間の話し合いにより変更することができる。
2　前条第3号により使用する場合、特別の事情がある場合に限り、当該学生は他学生に優先して使用することが出来る。

第4条 体育館の使用時間は、原則として8時50分から21時までとする。
2　前条の時間外、土曜日、日曜日及び祝祭日、本学が定める休業日は、原則として使用することができない。ただし、特別な事情により使用する場合は、理由書を添付の上、佐賀キャンパス学生支援課を通じ事務局の許可を得なければならない。

第5条 第2条により、体育館を使用する場合、次の手続きにより願書を提出しなければならない。
(1)第2条第1号、第2号により使用する場合は、関係当事者間で協議のうえ、随時使用できるものとする。
(2)第2条第3号、第4号、第5号、第6号により使用する場合は、使用許可願に必要事項を記入の上、原則として使用する月の5日前までに佐賀キャンパス学生支援課に提出し、許可を得るものとする。また、特別の事情があり他学生に優先して体育館を使用したい場合は、理由書及び使用許可願に必要事項を記入の上、原則として使用する

月の2週間前までに佐賀キャンパス学生支援課に提出し、許可を得るものとする。
(3)特別な事情で前条2項に該当する日時に使用する場合は、使用許可願に必要事項を記入の上、原則として使用する日時の2週間前までに佐賀キャンパス学生支援課に提出し、許可を得るものとする。

第6条 体育館の使用許可を受けた後、使用を変更または使用を中止しようとする場合は、学生支援課に速やかに届け出なければならない。

第7条 体育館の使用許可を受けたサークル等と顧問は、使用中に発生した毀損等について責任を負うものとする。

第8条 使用者は、使用時間中、第三者に施設の一部又は全部を転貸してはならない。

第9条 体育館の使用許可後においても、本学は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用願いを変更させ、又は使用許可の取り消し、若しくは使用を停止させることができる。
(1)使用許可について条件を履行しないとき
(2)使用願に虚偽の記載があったとき
(3)本学が緊急必要と認めるとき
(4)使用心得に定められている事項を遵守しないとき
(5)体育館の備品又は用具を許可なく使用したとき

第10条 使用者が、本規程に違反したときは、使用許可を取り消し、次回よりの使用を許可しないことがある。

第11条 体育館の施設設備を故意又は重大な過失により、滅失、毀損又は極度に汚損した場合は、佐賀キャンパス学生支援課に届け出て損害を賠償しなければならない。

第12条 この規程に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成8年10月2日から施行する。

附則（平成22年3月10日）
この規程は、平成22年3月10日に施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則（平成25年10月17日）
この規程は平成25年10月17日から施行する。

附則（平成27年3月4日）
この規程は平成27年4月1日から施行する。

西九州大学佐賀キャンパス体育館使用心得

西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程第12条に基づき、西九州大学佐賀キャンパスにおける課外活動時の使用心得を次のように定める。

1 使用者は、西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程および許可された使用目的と使用日時を遵守しなければならない。
2 災害及び節電·節水に留意すること。
3 体育館内での喫煙·食事は厳禁する。
4 許可なく掲示を行うことは一切禁止する。
5 便所では、備え付け紙以外は使用しないこと。
6 シャワー室を使用する場合は、裸足で入り、後始末をし、室内は清潔に保つこと。
7 土足素足での入館は固く禁じ、館内専用上靴を使用する。
8 体育館使用後は清掃し、備え付けの練習用具及び道具を使用した時は、責任を持って所定の位置に整理整頓すること。また、当日中に学生支援課の返却箱に部室の鍵および体育備品·清掃チェックリストを提出すること。
9 学外者が体育館を使用する場合は、使用者名簿に記名をし、佐賀キャンパス学生支援課に提出すること。また、学外者による物品の毀損およびけがについては、本学は一切責任を負わないので十分注意すること。
10 体育館の設備、備品等を損傷又は滅失しないように心がけること。施設、設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた場合は、速やかに学生支援課に報告すること。
11 更衣室を利用する場合は、各人相互の所持品の整理及び盗難予防に十分留意すること。また、ロッカー等に私物を放置しないこと。
12 トレーニングルームを使用する場合は、使用後、器具等はきちんと整理し、退出時に出入口の施錠を確認すること。
13 使用者が、使用心得に違反したときは、学務部の判断により、一定期間の使用を禁止する。

附則 この使用心得は、平成22年3月10日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則（平成25年10月17日）
この使用心得は、平成25年10月17日から施行する。

附則（平成27年3月4日）
この使用心得は、平成27年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部 学生の懲戒に関する規程

第1章 総 則

第1条（目的）
この規程は、西九州大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第51条に基づき西九州大学短期大学部学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

第2条（懲戒の種類及び内容）
学生の懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。
(1)退学 学生としての身分を剥奪すること。文書によって行い、再入学を認めない。
(2)停学 無期又は有期とし、一定の期間修学を禁止すること。文書によって行い、有期の場合は期間を示して行う。
ア 無期停学の期間は6か月以上とし、確定期限を付さず、指導の状況及び生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定する。
イ 有期停学の期間は6か月未満とし、確定期限を付する。
ウ 停学期間には、学則第7条に定める休業日を含める。
エ 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、当該期間が1か月を超えない場合には、修業年限に算入するものとする。
(3)訓告 口頭により注意を与え、将来を戒めること。

第3条（懲戒の対象）
懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。
(1) 暴力又は脅迫等の迷惑行為
(2) 施設及び設備·備品等の破損行為
(3) 窃盗行為
(4) 破廉恥な犯罪的行為（詐欺、贈収賄、不同意わいせつ、不同意性交等罪、放火、殺人的行為等、社会的に非難されるべき動機による犯罪的行為）
(5) 道路交通法違反による交通に関する事件·事故（以下「交通事件」という。）
(6) 覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為
(7) その他刑法に違反する犯罪行為
(8) 試験不正行為
(9) その他懲戒の対象となる行為
2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関係した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名誉を傷つけた者についても、懲戒の対象とする。

第4条（懲戒の基準）
懲戒処分の種類及び程度は、違反行為の内容、違反の軽重、損害状況及び本学内外に及ぼす影響並びに刑法上·司法上の裁定等を考慮して判断するが、その基準は次のとおりとする。

（1）暴力又は脅迫等の迷惑行為
　訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
（2）施設及び設備･備品等の破損行為
　訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
（3）窃盗行為
　訓告又は2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
（4）破廉恥な犯罪的行為
　2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
（5）道路交通法違反による交通事件
　交通事件の内容及び軽重により、次のとおり処分を行う。
　ア　事件の態様が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故を含む。）については、退学又は無期停学とする。
　イ　事件の態様が悪質である交通傷害事故については、有期停学又は訓告とするが、1か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。また、情状によりその処分を減ずることができる。
　ウ　単純な道路交通法違反及び事件の態様が悪質でない交通事故については、懲戒の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故については、必要に応じて各学科等の指導を行う。
　エ　その他事件の態様が悪質である交通事故についても、必要に応じて学科等の指導を行う。
　オ　本号ウ及びエにおいて、学科等の指導とは、学科等の長による厳重注意等を指す。
（6）覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為
　退学又は無期停学とする。
（7）（1）から（6）に該当しないその他刑法に違反する犯罪行為
　当該案件に応じ、処分内容を検討する。
（8）試験不正行為
　ア　本学が実施する試験等における極めて悪質な行為（替え玉受験、試験問題の不正入手等）については、退学又は停学とする。
　イ　本学が実施する試験等における上記以外の不正行為（ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等）については、当該科目を失格とする。また、当該学期の受験科目をすべて無効とすることがある。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、第2条第1項第2号のイにいう停学期間を超える停学、又は退学とすることがある。
　ウ　本学が実施する試験等における極めて悪質な行為の教唆又はほう助行為を行った場合については、退学、停学又は訓告とする。
　エ　レポート等の盗作や剽窃を行った場合には、停学又は訓告とする。
（9）その他懲戒の対象となる行為
　（1）～（8）に該当しないその他の違反行為を行った場合には退学、停学又は訓告とする。

2　前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関係した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名誉を傷つけた者については、当該案件に応じ、処分内容を検討する。
3　第1項第5号において、「事件の態様が悪質」とは、道路交通法に違反する次のような行為を指す。
（1）酒酔い運転　道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒に酔った状態で運転する行為
（2）麻薬等運転　道路交通法第66条の規定に違反して、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
（3）共同危険行為等　道路交通法第68条の規定に違反する行為
（4）無免許運転　道路交通法第64条の規定に違反する行為
（5）大型自動車等無資格運転　道路交通法第117条の4第2号に該当する行為
（6）仮免許運転違反　道路交通法第87条第2項後段の規定に違反する行為
（7）酒気帯び運転　道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、身体に道路交通法施行令第44条の3で定める程度以上（血液1mLにつき0.3mg以上又は呼気1Lにつき0.15mg以上）のアルコールを保有する状態で運転する行為
（8）過労運転等　道路交通法第66条の規定に違反して、過労、病気その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
（9）大幅な速度超過運転　道路交通法第22条第1項の規定に違反する行為のうち、超過速度が高速道路においては時速50km以上、それ以外の道路においては時速30km以上である行為
（10）救護措置義務違反　道路交通法第72条第1項前段の規定に違反する行為
4　前項における悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、適宜改正するものとする。

第5条（懲戒処分の軽減）
　懲戒処分を受けた学生の反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、懲戒処分の軽減を行うことがある。

第6条（懲戒の加重）
　懲戒処分を受けた者が、懲戒の対象となる行為を重ねたときは、懲戒を加重することがある。

第2章　懲戒の手続きと執行

第7条（事件･事故報告）
　事件･事故（以下「事件」という。）発生時における対応は、次のとおりとする。
（1）事件は、学生支援課で一元的に対応する。
（2）事件が発生した場合、学科等及び本学関係者は、察知した情報を速やかに学生支援課へ通報する。
（3）学生支援課は、速やかに学生支援部副部長に通報するとともに、事実関係の把握に努める。また、当該事件に係わる学生が所属する学科等の長への連絡及び関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を遂次学生支援部副部長に報告し、同時に学科等へ通知する。
（4）学生支援部副部長は、事件に関して適宜学長に報告を行う。
（5）当該事件に係わる学生が所属する学科等は、通知された事件について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努める。
　また、必要に応じて学長への報告、学生支援部副部長への説明及び学生支援課との連絡を行うものとする。

第8条（事実関係の調査）
　事件の報告を受けた学長は、必要に応じて事実関係の調査を関係部署に指示する。
2　学外での事実関係の調査は、学生支援課が担当する。また、必要があれば、当該事件に係わる学生が所属する学科等の教員及び職員は、それを補佐することができる。
3　学内での学科等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取によるものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学科等の長はその旨を学長に報告するとともに、学生支援部副部長に説明するものとする。
　また、心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取をすることができない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学科等は調査及びその報告等を留保するものとする。
4　前2項で調査した結果について、学生支援課又は学科等は速やかに学生支援部副部長に報告しなければならない。また、学生支援部副部長はその内容について、適宜学長に報告を行うものとする。

第9条（学生支援委員会による調査及び審査）
学長は、学生支援部副部長から報告のあった件の中に、懲戒ついて検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生支援部副部長に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について、学生支援委員会での審査を求めるものとする。
2　学長から指示を受けた学生支援部副部長は、速やかに学生支援委員会内に調査小委員会を設置し、その構成員を指名するとともに、会を召集する。
3　調査小委員会の構成員は、加害者又は被害者との関係の恐れがないように選任し、かつ、被害者及びその関係者と接触を禁ずる。
4　調査小委員会は、学生支援課及び学科等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明又は追調査を求めることができる。
5　学生支援部副部長は、調査小委員会の報告に基づき、当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について学生支援委員会で審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
6　学生支援委員会は、事実認定と懲戒の種類及び程度等について、教授会に上申する。
7　懲戒対象の学生は、学長に対し調査委員会による調査結果の開示を求めることができる。

第10条（審査結果の通知）
学長は、学生支援委員会から報告のあった審査の結果を、当該学生が所属する学科等の長に通知する。

第11条（教授会による審議）
教授会は、学生支援委員会から上申された内容を審議し、教授会議長(以下「議長」という。)は審議結果を速やかに学長に上申する。
2　議長は、教授会での審議に際し、懲戒の対象とされる学生、又はその代理人に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えることができる。

第12条（懲戒の決定）
学長は、教授会において懲戒処分を決定する。

第13条（懲戒処分の告知及び執行）
当該学生が所属する学科等の長は、学長名による文書又は口頭によって、当該学生及び保証人に対し懲戒処分の告知を行い、その内容を学内外に公示する。なお、公示に際しては、学生の氏名、学籍番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとし、学外への公示は停学以上とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

第14条（懲戒処分に関する文書）
懲戒処分に関する文書については、別に定める。

第15条（懲戒の記録）
退学および停学の懲戒を受けた者については、学籍簿にその旨を記録する。

第16条（懲戒に関する記録の保存及び開示）
懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書は、学生支援課で保存する。なお、文書管理の責任者は学生支援課長補佐とする。
2　学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

第17条（懲戒処分の軽減及び無期停学の解除）
懲戒処分の軽減及び無期停学の解除は、次のとおりとする。
(1) 当該学生が所属する学科等の長は、懲戒処分又は無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、その処分の軽減又は解除が適当であると考えられる時は、学生支援委員会にその処分の軽減又は解除について上申することができる。
(2) 学生支援部副部長は、前号で上申された内容について学生支援委員会で審査し、その審査結果を教授会に上申する。
(3) 議長は、前号の上申に基づき教授会で審議し、懲戒処分の軽減又は解除が適当との結論に達した時は、その旨学長に上申する。
2　懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の決定は、学長が行う。
3　無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。
4　懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の告知は、当該学生及び保証人に対して、当該学生が所属する学科等の長が学長名による文書によって行う。

第3章　学生に対する教育と指導

第18条（学生に対する周知）
学長は、懲戒対象行為並びに懲戒処分の種類及び程度について、文書掲示及び学生便覧等への記載等により学生に周知しなければならない。
2　学生は、本規程第4条第3項各号に該当する態様が悪質な交通事件を起こした場合は、遅滞なく学生支援課に届けなければならない。また、届け出を受けた学生支援課は遅滞なく当該学生が所属する学科等に届けなければならない。なお、この届出義務に関しては、文書掲示及び学生便覧等への記載等により、学生に周知されなければならない。

第19条（学生に対する教育及び指導）
事件後及び処分後において、当該学生に反省を促し、かつ、学修意欲を維持させるための指導は、当該学生が所属する学科等が担当するものとする。
2　当該学生の専門的ケアについては、所属する学科等のほか、学生相談室、保健室等、大学も十分な協力を行うとともに、必要な場合は外部専門機関の協力をあおぐこととする。

第20条（履修への配慮）
停学期間中の定期試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益や不平等がないようにしなければならない。また、停学期間中の学籍異動願は一切受け付けない。

第4章　雑　　則

第21条（補足及び規程の改廃）
この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が定める。
2　この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。
3　西九州大学短期大学部学生の懲戒に関する規程（平成12年5月10日施行）については、これを廃止する。

附則（平成26年1月8日）
この規程は、1か月間の学生への周知期間後、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月4日）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和2年2月5日）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和4年2月2日）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月21日）
この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

令和元年 12月

障がいのある学生への支援に関する基本方針

西九州大学･西九州大学短期大学部では、障がいのある学生に対して、障がいの状況や本人の希望、他の学生と均衡、本学の事情等を勘案し、総合的に学生の支援を行います。障がいのある学生への配慮の重要性に鑑み、本学での障がいのある学生への支援に関する基本方針のもとできる限りの支援を行っていきます。

基本方針

本学は、在籍するすべての学生が、障がいの有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら学べるよう、必要な修学･学生生活の支援を行います。障がいのある学生、支援に関わる学生、教職員が共に学び、地域に根差した総合大学として成長していくことを目指します。

支援体制

障がいのある学生への支援は、 本学の教職員が必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携して全学的な体制で行います。障がいのある学生への相談対応･ 学生生活環境づくりについて関係部局、学生相談室、保健室等の支援者間で連携し支援を行います。

合理的配慮

障がい者が他のと平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

西九州大学短期大学部障がい学生支援規程

第1条（目的）
この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、西九州大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する基本方針に即して障がいのある学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）
この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

第3条（責務）
学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がいのある学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条　学科長は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、ダイバーシティセンター運営委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

第5条　教職員は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、ダイバーシティセンター運営委員会が定めた具体的支援の実施に及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

第6条（支援の申し出）
障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第7条　支援の申し出は、学生支援課が受理し、各学科等で学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、ダイバーシティセンター運営委員会に報告しなければならない。

第8条（支援計画の策定）
ダイバーシティセンター運営委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

第9条（合意の形成）
支援計画は当該学生の合意を得て決定する。ダイバーシティセンター運営委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

第10条（紛争防止等のための体制の整備）
障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合意的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るため、西九州大学短期大学部人権･同和委員会を置く。

第11条（支援の実施）
具体的支援は、障がいのある学生が所属する部局（学科等）が、主たる責任を持って実施する。

第12条　ダイバーシティセンター運営委員会は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。

附　則（令和2年2月5日）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和7年3月21日）
この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

memo